

## 中華人民共和国海外非政府組織国内活動管理法(仮訳)

(2016年4月28日 第十二期全国人民代表大会常務委員会第二十回会議において採択。2017年11月4日 第十二期全国人民代表大会常務委員会第三十回会議『「中華人民共和国会計法」など十一本の法律改正に関する決定』に基づき改正。)

### 目 録

#### 第一章 総 則

#### 第二章 登記および届出

#### 第三章 活動規範

#### 第四章 便宜措置

#### 第五章 監督管理

#### 第六章 法的責任

#### 第七章 附 則

### 第一章 総 則

**第一条** 海外非政府組織の中国国内における活動の規範と手引きのため、その合法權益を保障し、交流および提携を促進するため、本法を制定する。

**第二条** 海外非政府組織が中国国内で活動を展開する場合、本法を適用する。

本法において海外非政府組織とは、国外で合法的に設立された財団、社会团体、シンクタンクなどの非営利および非政府の社会組織をいう。

**第三条** 海外非政府組織は、本法に従って、経済、教育、科学技術、文化、衛生、スポーツ、環境保護などの分野および貧困救済、災害救援などの面において公益事業の発展に資する活動を展開することができる。

**第四条** 海外非政府組織は、中国国内で法に沿った活動を展開する場合、法的保護を受ける。

**第五条** 海外非政府組織は、中国国内で活動を展開する場合、中国法を遵守しなければならない。中国の国家統一、安全および民族団結を脅かしてはならず、中国の国家利益、社会公共利益および公民、法人その他組織の合法權益を損なってはならない。

海外非政府組織は、中国国内において営利性活動および政治活動への従事、もしくは資金援助を行ってはならず、また宗教活動への不法な従事、もしくは資金援助を行ってはならない。

**第六条** 國務院の公安部門および省級人民政府の公安機関は、海外非政府組織が中国国内で活動を展開する際の登記管理機関である。

國務院の関係部門と機関、省級人民政府の関係部門と機関は、海外非政府組織が中国国内で活動を展開する際の相応する業務主管機関である。

**第七条** 県級以上の人民政府公安機関および関係部門は、各主体の職責範囲内で、海外非政府組織が中国国内で展開する活動に対し、法に沿って監督管理を実施し、サービスを提供する。

国は、海外非政府組織の監督管理業務調整メカニズムを構築し、海外非政府組織が中国国内で活動を展開する際の監督管理およびサービス・便宜における重大な問題の研究、調整、解決に責任を負う。

**第八条** 国は、中国の公益事業の発展のために顕著な貢献をした海外非政府組織に対して表彰をする。

## 第二章 登記および届出

**第九条** 海外非政府組織は、中国国内で活動を展開する場合、代表機構の設立を法に沿って登記しなければならない。代表機構の設立登記をせずに中国国内で臨時活動を展開する必要がある場合は、法に沿って届出なければならない。

海外非政府組織が代表機構の設立を登記していない、または臨時活動を展開する際に届出を経ていない場合は、中国国内での活動、もしくは実質的な活動を展開してはならず、中国国内のいかなる組織や個人に対しても、中国国内での活動実施の委託・資金援助、もしくは実質的な委託・資金援助を行ってはならない。

**第十条** 海外非政府組織が、次に掲げる要件に適合する場合、業務範囲、活動地域および活動展開の必要に基づき、中国国内で代表機構の設立登記を申請することができる。

- (一) 国外で合法的に設立されている。
- (二) 民事責任を独立して負うことができる。
- (三) 定款に定める趣旨および業務範囲が公益事業の発展に資するものである。
- (四) 国外において2年以上存続しており、かつ実質的な活動を展開している。
- (五) 法律および行政法規に定めるその他要件。

**第十一条** 海外非政府組織が代表機構の設立登記を申請する場合、業務主管機関の同意を経なければならない。

業務主管機関の名簿は、国務院の公安部門および省級人民政府の公安機関が関係部門と共同で公布する。

**第十二条** 海外非政府組織は、業務主管機関が同意した日から30日以内に登記管理部門に代表機構の設立登記を申請する。代表機構の設立登記申請は、次に掲げる文書および資料を登記管理機関に提出しなければならない。

- (一) 申請書
- (二) 第十条の定め適合する証明文書および資料
- (三) 設立予定である代表機構の首席代表の身分証明、略歴および当該首席代表の無犯罪記録証明資料または声明
- (四) 設立予定である代表機構住所の証明資料
- (五) 資金源泉の証明資料
- (六) 業務主管機関の同意文書
- (七) 法律、行政法規が規定するその他文書および資料

登記管理機関は、海外非政府組織の代表機構の設立申請を審査する場合、必要に基づき専門家を組織して評価を進めることができる。

登記管理機関は、申請の受理日から60日以内に登記を許可する、または許可しない旨の決定をしなければならない。

**第十三条** 登記が許可された海外非政府組織の代表機構に対し、登記管理機関は、登記証書を発給し、社会に公告する。登記事項は次を含むものとする。

- (一) 名称
- (二) 住所
- (三) 業務範囲
- (四) 活動地域
- (五) 首席代表
- (六) 業務主管機関

海外非政府組織の代表機構は、登記証書を証憑とし、法に沿って税務登記手続を行い、印章

## 中国 備考 国家安全保障に係る主要な法制度

を刻字・製作し、中国国内の銀行で銀行口座を開設すると共に、税務登記証書の写し、印章の様式および銀行口座を登記管理機関に報告し届出を行う。

**第十四条** 海外非政府組織の代表機構に登記事項変更の必要がある場合、業務主管機関が同意した日から 30 日以内に、登記管理機関に変更登記を申請しなければならない。

**第十五条** 次に掲げる状況の一つがある場合、海外非政府組織の代表機構の登記管理機関が登記を抹消し、社会に公告する。

(一) 海外非政府組織の代表機構が登記資格取消となる場合。

(二) 海外非政府組織が終了する場合。

(三) 海外非政府組織の代表機構が法に依って登記資格取消、もしくは登記証取消となった場合。

(四) その他の原因により終了する場合。

海外非政府組織の代表機構が登記抹消した後、当該代表機構を設立した海外非政府組織は、善後処理を適切に実施しなければならない。海外非政府組織の代表機構が法人格を有しておらず、関連法律責任に関わる場合、当該海外非政府組織が引き受ける。

**第十六条** 中国国内で代表機構を設立していない海外非政府組織が、中国国内で臨時活動を展開する場合、中国の国家機関、人民団体、事業組織、社会組織（以下「中国側協力機関」という。）と提携して行わなければならない。

**第十七条** 海外非政府組織が臨時活動を展開するにあたり、中国側協力機関は、国の規定に従い審査認可手続をすると共に、臨時活動を展開する 15 日前までにその所在地の登記管理機関に届出なければならない。届出の際は、次に掲げる文書、資料を提出しなければならない。

(一) 海外非政府組織が合法的に設立されたことを証明する文書、資料

(二) 海外非政府組織と中国側協力機関の書面による合意書

(三) 臨時活動の名称、趣旨、地域および期間などの関連資料

(四) プロジェクトの経費、資金源泉の証明資料および中国側協力機関の銀行口座

(五) 中国側協力機関が認可を得た文書

(六) 法律、行政法規が規定するその他文書および資料

災害救援、救助などの緊急の状況において、臨時活動を展開する必要がある場合、届出の時間は、前項に定める制限を受けない。

臨時活動の期間が 1 年を超えず、確実に期間延長の必要がある場合は、改めて届出なければならない。

登記管理機関は、届出がされた臨時活動が第五条の規定に適合しないと認める場合、中国側協力機関に臨時活動停止を遅滞なく通知しなければならない。

## 第三章 活動規範

**第十八条** 海外非政府組織の代表機構は、登記の名称に沿って、登記した業務範囲および活動地域内で活動を展開しなければならない。

海外非政府組織は、國務院に別段の定めがある場合を除き、中国国内で分支機構を設立してはならない。

**第十九条** 海外非政府組織の代表機構は、毎年 12 月 31 日までにプロジェクトの実施、資金の使用などの内容を含む次年度活動計画を業務主管機関に報告し、業務主管機関が同意した後 10 日以内に登記管理機関に報告し届出なければならない。特別な状況において活動計画の調整が必要な場合、登記管理機関に遅滞なく届出なければならない。

**第二十条** 海外非政府組織が中国国内で活動を展開する場合、中国側協力機関および受益者に対して中国の法令に違反する要件を付加してはならない。

**第二十一条** 海外非政府組織の中国国内活動資金には次が含まれる。

(一) 国外で合法である源泉の資金

(二) 中国国内の銀行預金利息

(三) 中国国内で合法的に得たその他資金

海外非政府組織は、中国国内で活動する場合、前項の定め以外の資金を取得もしくは使用し

てはならない。

海外非政府組織およびその代表機構は、中国国内で募金を行ってはならない。

**第二十二條** 代表機構を設立する海外非政府組織は、代表機構が登記管理機関に届出た銀行口座を通じて、中国国内に用いる資金を管理しなければならない。

臨時活動を展開する海外非政府組織は、中国側協力機関の銀行口座を通じて中国国内に用いる資金を管理し、単独記帳を実行し、専用資金として使用しなければならない。

前二項に定める銀行口座を経ない場合、海外非政府組織、中国側協力機関および個人は、その他いかなる形式によっても中国国内でプロジェクト活動資金の収支を行ってはならない。

**第二十三條** 海外非政府組織は、代表機構が登記した業務範囲、活動地域もしくは中国側協力機関との合意書の約定に従って資金を使用しなければならない。

**第二十四條** 海外非政府組織の代表機構は、中国の統一された会計制度を執行しなければならない。財務会計報告は、中国国内の会計士事務所の会計監査を経なければならない。

**第二十五條** 海外非政府組織が、中国国内で活動を展開する場合、中国の外貨管理に関する規定に従って外貨収支を取り扱わなければならない。

**第二十六條** 海外非政府組織の代表機構は、法に沿って税務登記、納税申告および税金納付などの事項を取り扱わなければならない。

**第二十七條** 海外非政府組織の代表機構が、中国国内で業務人員を招聘雇用する場合、法律、行政法規を遵守すると共に、招聘雇用した業務人員情報を業務主管機関および登記管理機関に報告して届出なければならない。

**第二十八條** 海外非政府組織の代表機構および臨時活動を展開する海外非政府組織は、国務院に別段の定めがある場合を除き、中国国内で会員を拡大してはならない。

**第二十九條** 海外非政府組織の代表機構は、首席代表1名を置かなければならず、業務の必要に基づき1名から3名の代表を置くことができる。

次に掲げる状況の一つがある場合、首席代表および代表を担当してはならない。

(一) 民事行為能力がない、もしくは民事行為能力が制限される場合。

(二) 犯罪記録が有る場合。

(三) 法に依って登記資格取消、もしくは登記証取消となった代表機構の首席代表または代表が、資格取消または登記証取消の日から5年を経過していない場合。

(四) 法律および行政法規に定めるその他の状況。

**第三十條** 臨時活動を展開する海外非政府組織は、届出を経た名称で活動を展開しなければならない。

海外非政府組織および中国側協力機関は、臨時活動終了後30日以内に、活動状況、資金使用状況などを書面により登記管理機関に報告しなければならない。

**第三十一條** 海外非政府組織の代表機構は、毎年1月31日までに業務主管機関に対し前年度業務報告を報告し、業務主管機関による意見提供を経た後、3月31日までに登記管理機関に報告し、年度検査を受けなければならない。

年度業務報告には、会計監査を経た財務会計報告、活動展開状況および人員と機構の変動の状況などの内容を含めなければならない。

海外非政府組織の代表機構は、年度業務報告を登記管理機関の統一ウェブサイト上で社会に公開しなければならない。

**第三十二條** 中国国内のいかなる組織および個人も、未登記代表機構および臨時活動展開の届出を経していない海外非政府組織の委託、資金援助、代理もしくは実質的な代理を引き受け中国国内で活動を展開してはならない。

#### 第四章 便宜措置

**第三十三條** 国は、海外非政府組織の中国国内における法に沿った活動展開を保障し、支持する。各級人民政府の関係部門は、海外非政府組織が中国国内で法に沿った活動を展開するために必要な便宜およびサービスを提供しなければならない。

**第三十四條** 国務院の公安部門および省級人民政府の公安機関は、関係部門と共同で海外非政

## 中国 備考 国家安全保障に係る主要な法制度

府組織の活動分野とプロジェクト目録を制定し、業務主管機関名簿を公布し、海外非政府組織の活動展開のための指針を提供する。

**第三十五条** 県級以上の人民政府の関係部門は、海外非政府組織のために法に沿った政策相談および活動指導サービスを提供しなければならない。

登記管理機関は、統一ウェブサイトを通じて、海外非政府組織による代表機構の設立および臨時活動展開の申請届出手続を公布し、海外非政府組織が照会できるようにしなければならない。

**第三十六条** 海外非政府組織の代表機構は、法に沿って租税優遇などの政策を享受する。

**第三十七条** 海外非政府組織の代表機構に対する年度検査は、費用を収受してはならない。

**第三十八条** 海外非政府組織の代表機構の首席代表および代表のうち国外人員は、登記証書、代表証明文書などを証憑として法に沿って就業などの業務手続を行うことができる。

## 第五章 監督管理

**第三十九条** 海外非政府組織が、中国国内で活動を展開する場合、公安機関、関係部門および業務主管機関の監督管理を受け入れなければならない。

**第四十条** 業務主管機関は、海外非政府組織の代表機構設立、登記事項変更および年度業務報告に対し意見を提出し、海外非政府組織およびその代表機構の法に沿った活動展開の指導、監督に責任を負い、公安機関など部門による海外非政府組織およびその代表機構の違法行為調査・処理に協力する。

**第四十一条** 公安機関は、海外非政府組織の代表機構の登記、年度検査、海外非政府組織の臨時活動の届出、海外非政府組織およびその代表機構に対する違法行為調査・処理の実施に責任を負う。

公安機関は、監督管理の職責を履行し、本法が定める違反嫌疑に関わる行為を発見した場合、法に沿って次に掲げる措置を講じることができる。

(一) 海外非政府組織の代表機構の首席代表およびその他責任者に指導面談を行う。

(二) 海外非政府組織の中国国内の住所および活動場所への現場立入検査を行う。

(三) 調査対象事件と関係のある組織および個人に問い合わせ、当該組織および個人に対し調査対象事件に関係する事項についての説明を要求する。

(四) 調査対象事件に関係する文書および資料を閲覧、複製する、または移転や毀損、隠匿もしくは改ざんの恐れがある文書および資料を封印保管する。

(五) 違法活動の嫌疑に関わる場所、施設または財物の封印もしくは差押え。

**第四十二条** 公安機関は、調査対象事件に関係する組織および個人の銀行口座を照会することができ、関係金融機構および金融監督管理機構はこれに協力しなければならない。違法活動の嫌疑に関わる銀行口座の資金は、区を有する市級以上人民政府の公安機関責任者の認可を経て、法に沿って凍結するよう人民法院に提起することができる。犯罪の嫌疑に関わる銀行口座の資金は、『刑事訴訟法』の定めにより凍結措置を講じる。

**第四十三条** 国家安全、外交・外事、財政、金融監督管理、税関、税務、外国専門家などの部門は、各職責に従って海外非政府組織およびその代表機構に対し法に沿った監督管理を実施する。

**第四十四条** 國務院のアンチマネーロンダリング行政主管部門は、海外非政府組織の代表機構、中国側協力機関および海外非政府組織の資金を受領した中国国内の組織および個人が銀行口座を開設し使用する過程において、アンチマネーロンダリングおよび反テロリズム資金供与に関わる法規定の遵守状況について法に沿った監督管理を行う。

## 第六章 法的責任

**第四十五条** 海外非政府組織の代表機構または臨時活動を展開する海外非政府組織もしくは中国側協力機関に次に掲げる状況の一つがある場合、区を有する市級以上の人民政府の公安機関が警告を与える、もしくは期間を限った活動停止を命じ、不法財物および違法所得を没収す

## 中国 備考 国家安全保障に係る主要な法制度

る。情状が深刻である場合は、登記管理機関により登記証取消、臨時活動の取締りを行う。

- (一) 規定に従って変更登記または届出関連事項の手続をしていない場合。
- (二) 登記もしくは届出の名称、業務範囲、活動地域に従って活動展開をしていない場合。
- (三) 営利性活動への従事、資金援助、募金の実施、もしくは規定に違反して会員を拡大した場合。
- (四) 資金を規定に違反して取得もしくは使用する、銀行口座を規定に従って開設もしくは使用しない、または会計計算を行わない場合。
- (五) 規定に従って年度活動計画を報告しない、または年度業務報告の送付もしくは公表をしない場合。
- (六) 監督検査の受入れを拒否する、または規定に従って受け入れない場合。

海外非政府組織の代表機構または臨時活動を展開する海外非政府組織もしくは中国側協力機関に、虚偽の資料提供などの不法な手段による代表機構の登記証書の取得、もしくは臨時活動関連の届出があった場合、もしくは登記証書や印章を偽造、変造、売買、有償貸出し、無償貸出しの行為があった場合は、前項の定めにより処罰する。

**第四十六条** 次に掲げる状況の一つがある場合、区を有する市級以上の人民政府の公安機関が取締まる、または違法行為停止を命じ、不法財物および違法所得を没収する。また直接責任者に対して警告を与え、情状が深刻である場合、10日以下の拘留を科す。

(一) 登記または届出を経ずに、海外非政府組織の代表機構または海外非政府組織の名義で活動を展開した場合。

(二) 登記資格取消、登記証取消、もしくは登記抹消された後に海外非政府組織の代表機構の名義で活動を展開した場合。

(三) 海外非政府組織の臨時活動期間が満了した、もしくは臨時活動が取締りを受けた後に中国国内で活動を展開した場合。

(四) 海外非政府組織の代表機構が未登記、臨時活動が未届出で、中国国内の組織および個人に委任または資金援助し中国国内で活動展開させた場合。

中国国内の組織および個人が、海外非政府組織の代表機構が未登記、臨時活動が未届出であることを明らかに知りながら、当該海外非政府組織と提携した場合、または当該海外非政府組織の委託、資金援助、代理もしくは実質的な代理を引き受けて活動を展開した場合、もしくはプロジェクト活動資金の収支を行った場合、前項の定めにより処罰する。

**第四十七条** 海外非政府組織または海外非政府組織の代表機構に次に掲げる状況の一つがある場合、登記管理機関により登記証取消、もしくは臨時活動の取締りを行う。なお犯罪を構成しない場合は、区を有する市級以上の人民政府の公安機関が直接責任者に対し15日以下の拘留を科す。

(一) 法令の実施への抵抗・拒絶を扇動する場合。

(二) 国家秘密を不法に取得する場合。

(三) 虚偽情報の流布、誹謗中傷、またはその他有害情報を発表・伝播し、国家安全を脅かす、もしくは国家利益に損害を与える場合。

(四) 政治活動への従事、もしくは資金援助、または宗教活動への不法な従事、もしくは資金援助をする場合。

(五) その他、国家安全を脅かす、もしくは国家利益または社会の公共利益に損害を与える社会の公共利益を損ねる状況がある場合。

海外非政府組織、海外非政府組織の代表機構が、国家分裂、国家統一の破壊、国の政権転覆などの犯罪行為を行った場合、登記管理機関が前項の定めにより処罰し、直接責任者に対し法に沿って刑事責任を追究する。

**第四十八条** 海外非政府組織、海外非政府組織の代表機構が、本法の定め違反し登記資格取消、登記証取消、もしくは臨時活動の取締りを受けた場合、資格取消、登記証取消、もしくは臨時活動の取締りを受けた日から5年以内は、中国国内で再び代表機構の設立、もしくは臨時活動を展開してはならない。

代表機構未登記、もしくは臨時活動未届出で活動を展開した海外非政府組織は、活動の取締りを受けた日から5年以内は、中国国内で再び代表機構の設立、もしくは臨時活動を展開し

てはならない。

本法第四十七条に定めるいずれかの状況に該当する外国の非政府組織については、国务院の公安部門がこれを好ましくない団体リストに列挙することができ、当該組織は中国国内における代表機関の再設立、もしくは臨時活動の展開をしてはならないものとする。

**第四十九条** 海外非政府組織の代表機構が期間を限った活動停止を命じられた場合、登記管理機関がその登記証、印章および財務証憑を封印保管する。登記資格取消、登記証取消を受けた場合は、登記管理機関がその登記証および印章を回収すると共に、無効化を公告する。

**第五十条** 国外人員が本法の定めに違反した場合、関係機関は、法に沿って期間を限った出国、国外送還、もしくは国外追放とすることができる。

**第五十一条** 公安機関、関係部門と業務主管機関およびその業務人員が海外非政府組織の監督管理業務において、職責不履行、もしくは職権濫用、職務懈怠、私利を図る場合、法に沿って法的責任を追及する。

**第五十二条** 本法の定めに違反し、治安管理違反行為を構成する場合、公安機関が法に沿って治安管理処罰を与える。犯罪を構成する場合は、法に沿って刑事責任を追及する。

## 第七章 附 則

**第五十三条** 国外の学校、病院、自然科学・工程技術研究機構、もしくは学術組織と、国内の学校、病院、自然科学・工程技術研究機構、もしくは学術組織が交流提携を展開する場合、国の関係規定に従って取り行う。

前項に定める国外の学校、病院、機構および組織の中国国内における活動が、本法第五条の定めに違反する場合、法により法的責任を追及する。

**第五十四条** 本法は、2017年1月1日より施行する。